

大野市健康保養施設設置条例施行規則

(平成17年9月26日規則第23号)

大野市健康保養施設設置条例施行規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市健康保養施設設置条例（平成17年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 保養施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで金品の募集又は物品の販売、展示等を行わないこと。
- (2) 火災及び盗難の防止等に留意し、館内における秩序を維持すること。
- (3) 館内において、館内を不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設管理者が指示する事項

(損傷の届出等)

第3条 施設等を損傷し、又は滅失したものは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第4条 市長は、保養施設の管理上必要があると認めるときは、関係職員を立ち入らせることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。